

令和4年漁期

あじ・さば漁業許可方針（案）

- ・火光利用さば漁業 P. 1～
- ・敷網漁業（あじ・さば棒受網漁業） P. 9～

令和3年7月

千葉県農林水産部水産局水産課

火光利用さば漁業の許可方針（案）

令和2年11月30日制定

（趣旨）

第1 千葉県海面における火光利用さば漁業（千葉県漁業調整規則（令和2年千葉県規則第61号。以下「規則」という。）第4条第1項第4号に掲げる火光利用さば漁業をいう。）の許可及び起業の認可（以下「許可等」という。）に関する取扱いについては、規則に定めるもののほか、この方針の定めるところによる。

（定義）

第2 この方針において、「旧トン数適用漁船」とは、（船舶のトン数の測度に関する法律（昭和55年法律第40号）附則第3条第1項本文に規定する現存船で同項ただし書の規定の適用を受けないものをいい、「新トン数適用漁船」とは、旧トン数適用漁船以外の漁船をいう。

（許可等をすべき船舶等の数の考え方）

第3 許可の一斉更新においては、次の（1）の隻数から（2）の隻数を差し引いた隻数に（3）の隻数を加えた隻数を操業区域ごとに定める。

（1）一斉更新を迎える許可等の隻数

（2）廃業見込の隻数（承継する場合を除く。）

（3）新規希望の隻数（一都三県連合海区漁業調整委員会での調整結果を踏まえ、漁業調整その他公益に支障を及ぼさないと認められる範囲内の隻数に限る。）

2 許可の有効期間を1年としていることから、有効期間の途中においては、原則として新たな許可等をするための追加的な公示は行わないものとする。

3 第1項の規定に関わらず、許可等をすべき船舶等の数については、76隻を上限とする。ただし、このうち、新トン数適用漁船の場合は総トン数25トン以上、旧トン数適用漁船の場合は総トン数20トン以上の許可等をすべき船舶等の数については、16隻を上限とする。

（新規の許可等に係る制限措置）

第4 規則第11条第1項に規定する制限措置は次の各号の内容を定めるものとする。

（1）漁業種類 火光利用さば漁業

（2）許可又は起業の認可をすべき船舶等の数 第3の考え方に基づき都度定める。

（3）船舶の総トン数 総トン数5トン以上100トン以下（旧トン数適用漁船にあっては、総トン数5トン以上70トン以下）。ただし、平成3年度及び平成4年度に実施したこの漁業に係る資源管理型漁業構造再編緊急対策事業に残存者として参加した漁業者の申請に係る船舶で知事が特に必要と認めたものについては、総トン数5トン以上150トン以下（旧トン数適用漁船にあっては、総トン数5トン以上100トン以下）とする。

（4）推進機関の馬力数 定めなし

（5）操業区域 館山市洲崎灯台中心点から富津市明鐘岬突端を経て神奈川県横須賀市観音崎灯台中心点を結んだ線から銚子市地先に至る間の千葉県海面

（6）漁業時期 周年

（7）漁業を営む者の資格 千葉県内、岩手県内、東京都内、神奈川県内又は静岡県内に住所を有し、かつ、船舶根拠地（漁船法施行規則（昭和25年農林省令第95号）第1条第9項に規定する主たる根拠地をいう。）が同都県の区域にある者

（許可等の申請期間）

第5 規則第11条第1項の規定による許可等を申請すべき期間は同条第2項の規定を踏まえ、都度定める。

（許可等の条件）

第6 当該漁業の許可等に当たっては、規則第13条第1項の規定により、次の条件を付けるものとする。

（1）たもすくいに使用するたも網の直径は70センチメートル以下とし、たも網の操作に動力を

使用してはならない。

- (2) 定置漁具の周囲 2,000 メートル以内において操業してはならない。
- (3) 寄船の場合の間隔は、自己船(寄せようとする船)の長さの 3 倍以上とする。
- (4) 水中集魚灯を使用してはならない。

(新規の許可等に係る許可の基準)

第 7 第 4 に定めて公示した船舶等の数を超える申請があった場合には、規則第 11 条第 5 項の規定により、次の各号の優先順位に従って許可等をする者を定めるものとする。

なお、同順位内においては申請者が営む沿岸漁業の操業状況や各申請者が当該漁業に依存する程度を勘案して優先順位を決めるものとする。

- (1) 当該漁業の許可等を受けた者が、その許可の有効期間の満了日の到来のため、改めて申請した場合
- (2) 当該漁業の許可等を受けた者から、この許可等を承継（共同経営化、法人化又は漁業従事者が自立する場合を含む。）しようとする場合
- (3) 次のいずれかの場合
 - ア 水産資源の保護培養若しくは漁業調整のため又は沿岸漁業の経営の改善に資するため当該漁業への転換を図る場合
 - イ 当該漁業の従事者が当該漁業の漁業者としてその自立を図る場合（前号の承継する場合を除く。）
- (4) (1) ～ (3) 以外の場合であって、1 年に 90 日以上沿岸漁業を営む者が申請した場合
- (5) (1) ～ (4) 以外の場合

(許可等についての適格性に係る船舶等の基準)

第 8 規則第 10 条第 1 項第 5 号に規定する船舶等の基準については次のとおりとする。
定めなし

(許可の有効期間)

第 9 当該漁業の許可の有効期間は、1 年とする。ただし、規則第 7 条（起業の認可に基づく許可）の規定によって許可をした場合は、当該漁業の許可の有効期間が同一の期日に満了するよう定めるものとする。

また、規則第 14 条（代船許可又は承継許可）の規定によって許可をした場合は、規則第 15 条第 1 項ただし書の規定により、従前の許可の残存期間とする。

(変更の許可)

第 10 規則第 16 条の規定による変更の許可については、漁業調整その他公益に支障を及ぼさないと認められるときに限り許可するものとする。

(承継の許可)

第 11 当該漁業は規則第 14 条第 1 項第 3 号に規定する承継許可の対象とする。

(許可等の申請)

第 12 当該漁業の許可等を受けようとする者は、規則第 8 条第 1 項の規定による申請書のほか、同条第 2 項の規定による「許可又は起業の認可をするかどうかの判断に関し必要と認める書類」を知事に提出しなければならない。

なお、「許可又は起業の認可をするかどうかの判断に関し必要と認める書類」は、おおむね次に掲げる書類とする。

- (1) 申請理由書
- (2) 年間操業計画書
- (3) 法人の場合は、定款及び登記簿謄本
- (4) 共同経営の場合は、代表者選定届、権利義務明細書及び印鑑証明書
- (5) 用船の場合は、用船契約書又は船舶使用承諾書及び印鑑証明書
- (6) 代船及び承継の場合は、旧許可証又はその写し、廃業届及び印鑑証明書
- (7) 起業認可申請の場合は、船舶件名書

- (8) 適格性に関する申立書（申請者が適格性を有することを組合が確認し、(9)の副申書においてその旨を記載した場合は省略できる。）
- (9) 漁業協同組合の組合員にあっては、所属漁業協同組合代表理事組合長の副申書
- (10) 許可証又はその写し
- (11) 県外に住所を有する者の場合は、漁船原簿謄本
- (12) 東日本さば釣漁業協会会長の副申書

(資源管理の状況等の報告)

第 13 当該漁業の許可を受けた者は、規則第 21 条の規定により、毎年、漁業時期終了後 2 ヶ月以内（8 月 31 日まで）に別記第 1 号様式により知事に報告しなければならない。

(標識の表示)

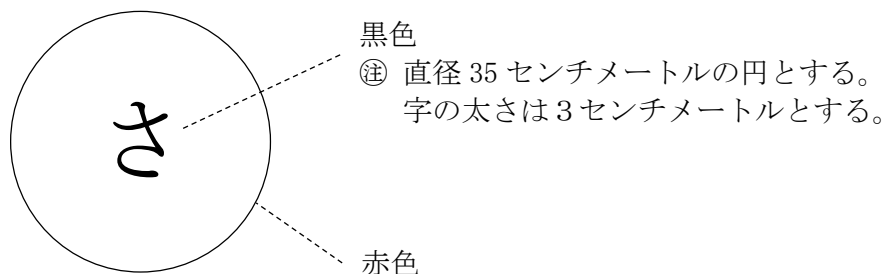
第 14 この漁業の許可を受けた者は、船舶の船橋両側の見易いところに別記第 2 号様式の 1 又は 2 を表示しなければならない。

附 則

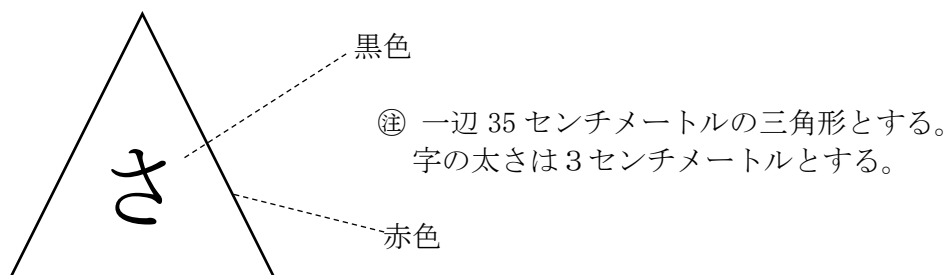
- 1 この方針は、令和 2 年 12 月 1 日から施行する。
- 2 火光利用さば漁業の許可及び起業の認可方針（令和 2 年 9 月 17 日施行）は、令和 2 年 11 月 30 日限りで廃止する。ただし、旧方針第 8 の規定は、その有効期間の満了の日までの間は、なおその効力を有する。
- 3 令和 3 年〇月〇日一部改正

別記第 2 号様式

1 火光利用さば漁業



2 あじ・さば棒受網漁業との兼業



(別記第1号様式)

火光利用さば漁業の資源管理の状況等の報告書（漁獲成績報告書）

令和 年 月 日

千葉県知事

様

氏名（法人にあっては、その名称）

印

報告期間	許可番号	船名	登録番号	総トン数	火光設備	乗組員数
令和 年 月から 令和 年 月まで	第 号	丸		トン	kw	人

1 資源管理に関する取組の実施状況その他の資源管理の状況

2 漁業生産の実績等								
区分 年月	操業 日数	漁獲量	漁獲金額	操業場所	水揚港		水揚比率	
					主	従	一本釣り	たも すくい
7月	日	kg	円					
8月								
9月								
10月								
11月								
12月								
1月								
2月								
3月								
4月								
5月								
6月								
合計								

上記報告の内容については、国及び県が実施する水産資源の資源評価その他の漁業生産力の発展に資する取組に活用するため、国、県等の関係機関へ提供することに同意します。

（備考）

- 1 一本釣りとなもすくいの漁獲割合を月毎及び総水揚量、金額にも記入のこと。
- 2 個人が報告する場合は、報告者の氏名を自署することにより押印を省略することができる。

火光利用さば漁業

船舶の総トン数：新トン数適用漁船 総トン数5トン以上100トン以下

旧トン数適用漁船 総トン数5トン以上70トン以下

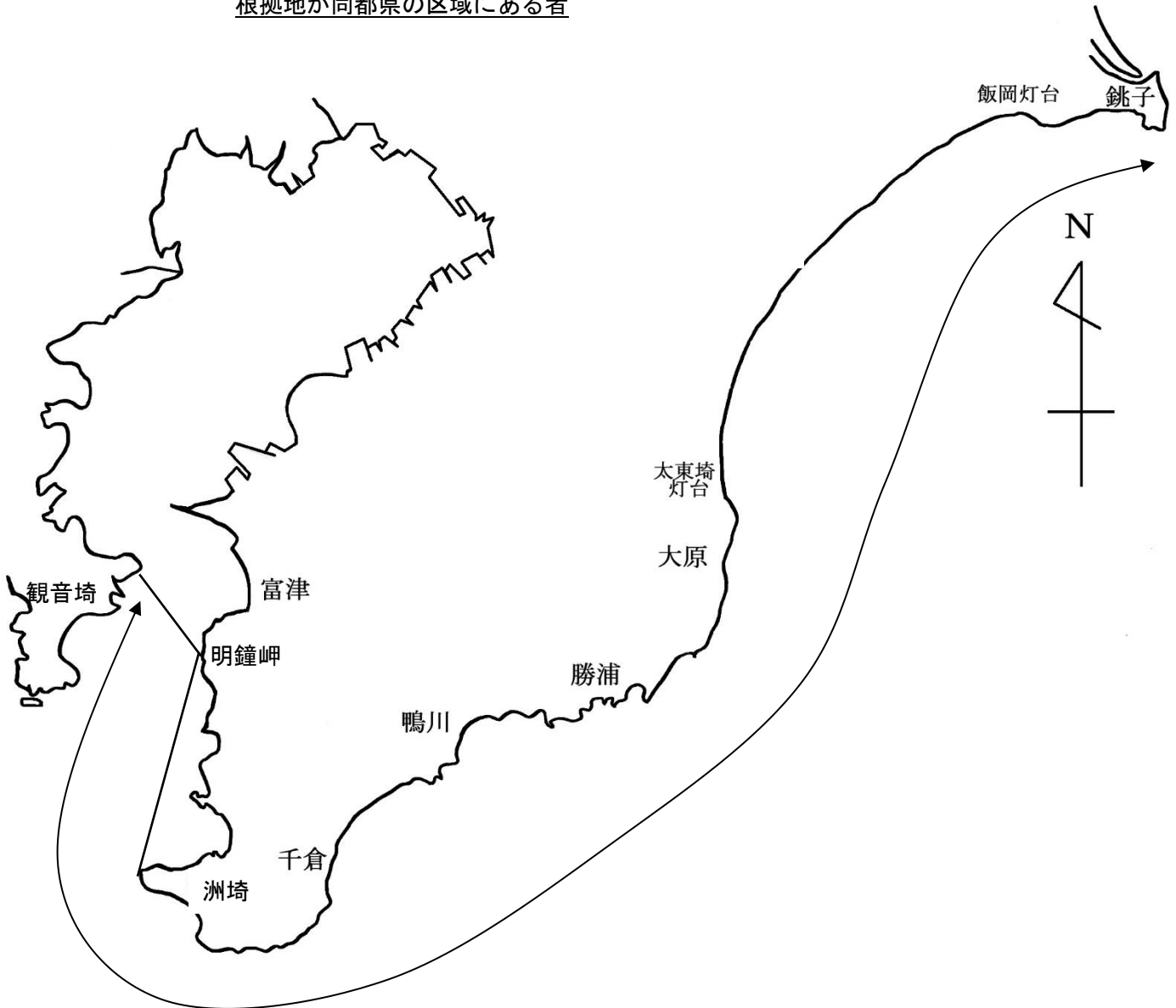
ただし、平成3年度、平成4年度実施の資源管理型漁業構造再編緊急対策事業に残存者として参加し、知事が認めたものについては、新トン数適用漁船は総トン数5トン以上150トン以下、旧トン数適用漁船は総トン数5トン以上100トン以下

推進機関の馬力数：定めなし

操業区域：下図のとおり

漁業時期：周年

漁業を営む者の資格：千葉県内、岩手県内、東京都内、神奈川県内又は静岡県内に住所を有し、かつ、船舶根拠地が同都県の区域にある者



許可等の条件

- (1) たもすくいに使用するたも網の直径は70センチメートル以下、操作に動力を使用してはならない
- (2) 定置漁具の周囲2,000メートル以内は操業禁止
- (3) 寄船の場合の間隔は、自己船の長さの3倍以上
- (4) 水中集魚灯の使用禁止

備考 集魚灯の電球7kw以下（調整規則第43条）

火光利用さば漁業の許可方針 新旧対照表

新（改正案）	旧（改正前）
<p>第1～第3 （略）</p> <p>（新規の許可等に係る制限措置）</p> <p>第4 （1）～（6） （略）</p> <p>（7）漁業を営む者の資格 <u>千葉県内、岩手県内、東京都内、神奈川県内又は静岡県内に住所を有し、かつ、船舶根拠地（漁船法施行規則（昭和25年農林省令第95号）第1条第9項に規定する主たる根拠地をいう。）が同都県の区域にある者</u></p> <p>第5～第14 （略）</p> <p>附 則</p> <p>1 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 <u>令和3年〇月〇日一部改正</u></p>	<p>第1～第3 （略）</p> <p>（新規の許可等に係る制限措置）</p> <p>第4 （1）～（6） （略）</p> <p>（7）漁業を営む者の資格 <u>千葉県内に住所を有する者又は岩手県、東京都、神奈川県又は静岡県の区域内に住所を有し、かつ、その船舶につき、住所地の都県知事による火光利用さば漁業の許可を受けている者</u></p> <p>第5～第14 （略）</p> <p>附 則</p> <p>1 （略）</p> <p>2 （略）</p>

火光利用さば漁業 漁期別・都県別許可等定数及び許可等隻数並びに令和4年漁期の公示数(案)

漁期 都県名	平成6年		平成29年		平成30年		平成31年		令和2年		令和3年		令和4年	
	許可等定数	許可等隻数	許可等定数	許可等隻数	許可等定数	許可等隻数	許可等定数	許可等隻数	許可等定数	許可等隻数	許可等定数	許可等隻数	許可等上限	公示数
岩手	3	3	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0
	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福島	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
茨城	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
千葉	39	38	39	23 ②	39	23 ②	39	23 ②	39	27 ②	39	26 ③	39	25
	7	7	7	3 ②	7	3 ②	7	3 ②	7	3 ②	7	3 ②	7	3
東京	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0
	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0
神奈川	28	26	20	7	20	5	20	5	20	5	20	2	20	2
	4	4	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1
静岡	19	19	15	6	15	6	15	6	15	6	15	6	15	6
	9	9	6	3	6	3	6	3	6	3	6	3	6	3
県外船 合計	64	58	37	13	37	11	37	11	37	11	37	8	37	8
	22	19	9	4	9	4	9	4	9	4	9	4	9	4
合計	103	96	76	36 ②	76	34 ②	76	34 ②	76	38 ②	76	34 ②	76	33
	29	26	16	7 ②	16	7 ②	16	7 ②	16	7 ②	16	7 ②	16	7
残枠	7		40		42		42		38		42			
	3		9		9		9		9		9			

注1)上段は全体数、下段は総トン数20トン以上(新トン:25トン以上)の数(内数)。 注2)○内は起業認可数(内数)。

令和3年漁期火光利用さば漁業漁獲成績一覧(千葉県知事許可)

(令和3年6月末現在)

都県名	項目	許可隻数	操業隻数	漁獲量 (トン)	漁獲金額 (千円)
千葉	全体	23	4	2.0	343
	20トン以上	1	0	—	—
岩手	全体	0	0	—	—
	20トン以上	0	0	—	—
東京	全体	0	0	—	—
	20トン以上	0	0	—	—
神奈川	全体	2	0	—	—
	20トン以上	1	0	—	—
静岡	全体	6	0	—	—
	20トン以上	3	0	—	—
合計	全体	31	4	2.0	343
	20トン以上	5	0	—	—

※本県火光利用さば漁業者の操業について

令和3年度漁期の上記表以外の操業は3隻(大型船1隻を含む)で、漁場は東京都島部海域でした。

なお、本県海面か東京都海面かはっきり区分できない海面での操業に関しては、東京都海面での操業実績として報告されています。

【参考】東京都海面(島部海域)における一都三県の漁獲成績一覧(東京都調べ)

	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年
操業隻数	12	11	10	10	10	9
漁獲量 (トン)	4,565	2,075	3,774	4,062	5,423	3,634
漁獲金額 (千円)	563,068	254,545	401,692	432,325	572,720	335,803
1隻当たり 漁獲量(トン)	380	189	377	406	542	404
1隻当たり 漁獲金額(千円)	46,922	23,140	40,169	43,232	57,272	37,311

敷網漁業（あじ・さば棒受網漁業）の許可方針（案）

令和2年11月30日制定

（趣旨）

第1 千葉県海面におけるあじ・さば棒受網漁業（千葉県漁業調整規則（令和2年千葉県規則第61号。以下「規則」という。）第4条第1項第5号に掲げる敷網漁業のうち、棒受網によりあじ又はさばをとることを目的とするものをいう。）の許可及び起業の認可（以下「許可等」という。）に関する取扱いについては、規則に定めるもののほか、この方針の定めるところによる。

（定義）

第2 この方針において、「旧トン数適用漁船」とは、（船舶のトン数の測度に関する法律（昭和55年法律第40号）附則第3条第1項本文に規定する現存船で同項ただし書の規定の適用を受けないものをいい、「新トン数適用漁船」とは、旧トン数適用漁船以外の漁船をいう。

（許可等をすべき船舶等の数の考え方）

第3 許可の一斉更新においては、次の（1）の隻数から（2）の隻数を差し引いた隻数に（3）の隻数を加えた隻数を操業区域ごとに定める。

（1）一斉更新を迎える許可等の隻数

（2）廃業見込の隻数（承継する場合を除く。）

（3）新規希望の隻数（一都三県連合海区漁業調整委員会での調整結果を踏まえ、漁業調整その他公益に支障を及ぼさないと認められる範囲内の隻数に限る。）

2 許可の有効期間を1年としていることから、有効期間の途中においては、原則として新たな許可等をするための追加的な公示は行わないものとする。

3 第1項の規定に関わらず、許可等をすべき船舶等の数については、37隻を上限とする。

（新規の許可等に係る制限措置）

第4 規則第11条第1項に規定する制限措置は次の各号の内容を定めるものとする。

（1）漁業種類 あじ・さば棒受網漁業

（2）許可又は起業の認可をすべき船舶等の数 第3の考え方に基づき都度定める。

（3）船舶の総トン数 総トン数5トン以上100トン以下（旧トン数適用漁船にあつては、総トン数5トン以上70トン以下）。ただし、平成3年度及び平成4年度に実施したこの漁業に係る資源管理型漁業構造再編緊急対策事業に残存者として参加した漁業者の申請に係る船舶で知事が特に必要と認めたものについては、総トン数5トン以上150トン以下（旧トン数適用漁船にあつては、総トン数5トン以上100トン以下）とする。

（4）推進機関の馬力数 定めなし

（5）操業区域 いすみ市太東埼灯台中心点正東の線から館山市洲埼灯台中心点と神奈川県三浦市劔埼灯台中心点とを結んだ線に至る間の千葉県海面

（6）漁業時期 次のとおり

ア 総トン数10トン未満の船舶 8月1日から12月31日まで

イ 総トン数10トン以上の船舶 8月1日から10月31日まで

（7）漁業を営む者の資格 千葉県内、東京都内、神奈川県内又は静岡県内に住所を有し、かつ、船舶根拠地（漁船法施行規則（昭和25年農林省令第95号）第1条第9項に規定する主たる根拠地をいう。）が同都県の区域にある者

（許可等の申請期間）

第5 規則第11条第1項の規定による許可等を申請すべき期間は同条第2項の規定を踏まえ、都度定める。

（許可等の条件）

第6 当該漁業の許可等に当たっては、規則第13条第1項の規定により、次の条件を付けるものとする。

（1）日没時から日出時までの間は、船内作業灯といえども、灯火（法定灯火を除く。）を漏えい

させてはならない。

- (2) 釣り漁業に適する魚群が出現した場合で、知事が指示したときは、操業を中止しなければならない。

(新規の許可等に係る許可の基準)

第7 第4に定めて公示した船舶等の数を超える申請があった場合には、規則第11条第5項の規定により、次の各号の優先順位に従って許可等をする者を定めるものとする。

なお、同順位内においては申請者が営む沿岸漁業の操業状況や各申請者が当該漁業に依存する程度を勘案して優先順位を決めるものとする。

- (1) 当該漁業の許可等を受けた者が、その許可の有効期間の満了日の到来のため、改めて申請した場合
- (2) 当該漁業の許可等を受けた者から、この許可等を承継（共同経営化、法人化又は漁業従事者が自立する場合を含む。）しようとする場合
- (3) 次のいずれかの場合
- ア 水産資源の保護培養若しくは漁業調整のため又は沿岸漁業の経営の改善に資するため当該漁業への転換を図る場合
- イ 当該漁業の従事者が当該漁業の漁業者としてその自立を図る場合（前号の承継する場合を除く。）
- (4) (1)～(3)以外の場合であって、1年に90日以上沿岸漁業を営む者が申請した場合
- (5) (1)～(4)以外の場合

(許可等についての適格性に係る船舶等の基準)

第8 規則第10条第1項第5号に規定する船舶等の基準については次のとおりとする。
定めなし

(許可の有効期間)

第9 当該漁業の許可の有効期間は、1年とする。ただし、規則第7条（起業の認可に基づく許可）の規定によって許可をした場合は、当該漁業の許可の有効期間が同一の期日に満了するよう定めるものとする。

また、規則第14条（代船許可又は承継許可）の規定によって許可をした場合は、規則第15条第1項ただし書の規定により、従前の許可の残存期間とする。

(変更の許可)

第10 規則第16条の規定による変更の許可については、漁業調整その他公益に支障を及ぼさないと認められるときに限り許可するものとする。

(承継の許可)

第11 当該漁業は規則第14条第1項第3号に規定する承継許可の対象とする。

(許可等の申請)

第12 当該漁業の許可等を受けようとする者は、規則第8条第1項の規定による申請書のほか、同条第2項の規定による「許可又は起業の認可をするかどうかの判断に関し必要と認める書類」を知事に提出しなければならない。

なお、「許可又は起業の認可をするかどうかの判断に関し必要と認める書類」は、おおむね次に掲げる書類とする。

- (1) 申請理由書
- (2) 年間操業計画書
- (3) 法人の場合は、定款及び登記簿謄本
- (4) 共同経営の場合は、代表者選定届、権利義務明細書及び印鑑証明書
- (5) 用船の場合は、用船契約書又は船舶使用承諾書及び印鑑証明書
- (6) 代船及び承継の場合は、旧許可証又はその写し、廃業届及び印鑑証明書
- (7) 起業認可申請の場合は、船舶件名書
- (8) 適格性に関する申立書（申請者が適格性を有することを組合が確認し、(9)の副申書に

においてその旨を記載した場合は省略できる。)

(9) 漁業協同組合の組合員にあつては、所属漁業協同組合代表理事組合長の副申書

(10) 許可証又はその写し

(11) 県外に住所を有する者の場合は、漁船原簿謄本

(資源管理の状況等の報告)

第 13 当該漁業の許可を受けた者は、規則第 21 条の規定により、毎年、漁業時期終了後 2 ヶ月以内（総トン数 10 トン未満の船舶は 2 月末まで、総トン数 10 トン以上の船舶は 12 月 31 日まで）に別記第 1 号様式により知事に報告しなければならない。

(根拠地の指定)

第 14 県外船の根拠地は、次のとおりとする。

大原、勝浦東部（豊浜地区）、勝浦、小湊、天津、鴨川、和田、千倉及び船形の各漁港。

(標識の表示)

第 15 この漁業の許可を受けた者は、船舶の船橋両側の見易いところに別記第 2 号様式の 1 又は 2 を表示しなければならない。

附 則

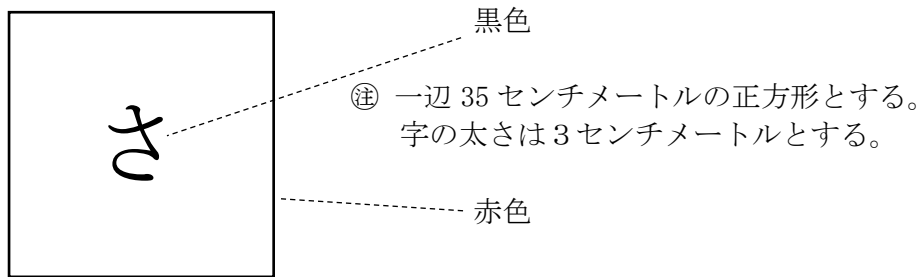
1 この方針は、令和 2 年 12 月 1 日から施行する。

2 敷網漁業（あじ・さば棒受網漁業）の許可及び起業の認可方針（令和 2 年 9 月 17 日施行）は、令和 2 年 11 月 30 日限りで廃止する。ただし、旧方針第 8 の規定は、その有効期間の満了の日までの間は、なおその効力を有する。

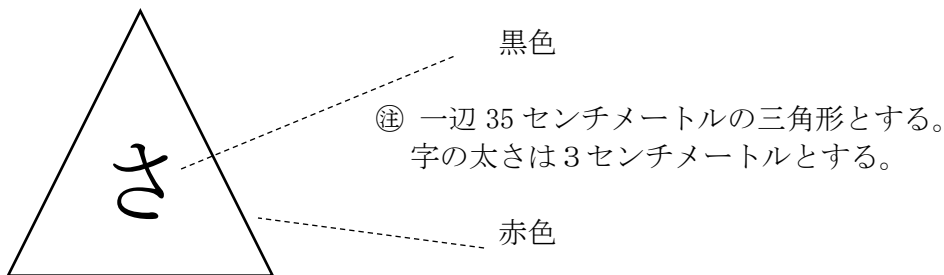
3 令和 3 年〇月〇日一部改正

(別記第 2 号様式)

1 あじ・さば棒受網漁業



2 火光利用さば漁業との兼業



(別記第1号様式)

あじ・さば棒受網漁業の資源管理の状況等の報告書（漁獲成績報告書）

令和 年 月 日

千葉県知事

様

氏名（法人にあっては、その名称）

印

報告期間	許可番号	船名	登録番号	総トン数	乗組員数
令和 年 月から 令和 年 月まで	第 号	丸		トン	人

1 資源管理に関する取組の実施状況その他の資源管理の状況						
2 漁業生産の実績等						
区分 年月	操業 日数	漁獲量	漁獲金額	操業場所	水揚港	
					主	従
8月	日	kg	円			
9月						
10月						
11月						
12月						
合計						

上記報告の内容については、国及び県が実施する水産資源の資源評価その他の漁業生産力の発展に資する取組に活用するため、国、県等の関係機関へ提供することに同意します。

(備考)

個人が報告する場合は、報告者の氏名を自署することにより押印を省略することができる。

敷網漁業（あじ・さば棒受網漁業）

船舶の総トン数：新トン数適用漁船 総トン数5トン以上100トン以下

旧トン数適用漁船 総トン数5トン以上70トン以下

ただし、平成3年度、平成4年度実施の資源管理型漁業構造再編緊急対策事業に残存者として参加し、知事が認めたものについては、新トン数適用漁船は総トン数5トン以上150トン以下、旧トン数適用漁船は総トン数5トン以上100トン以下

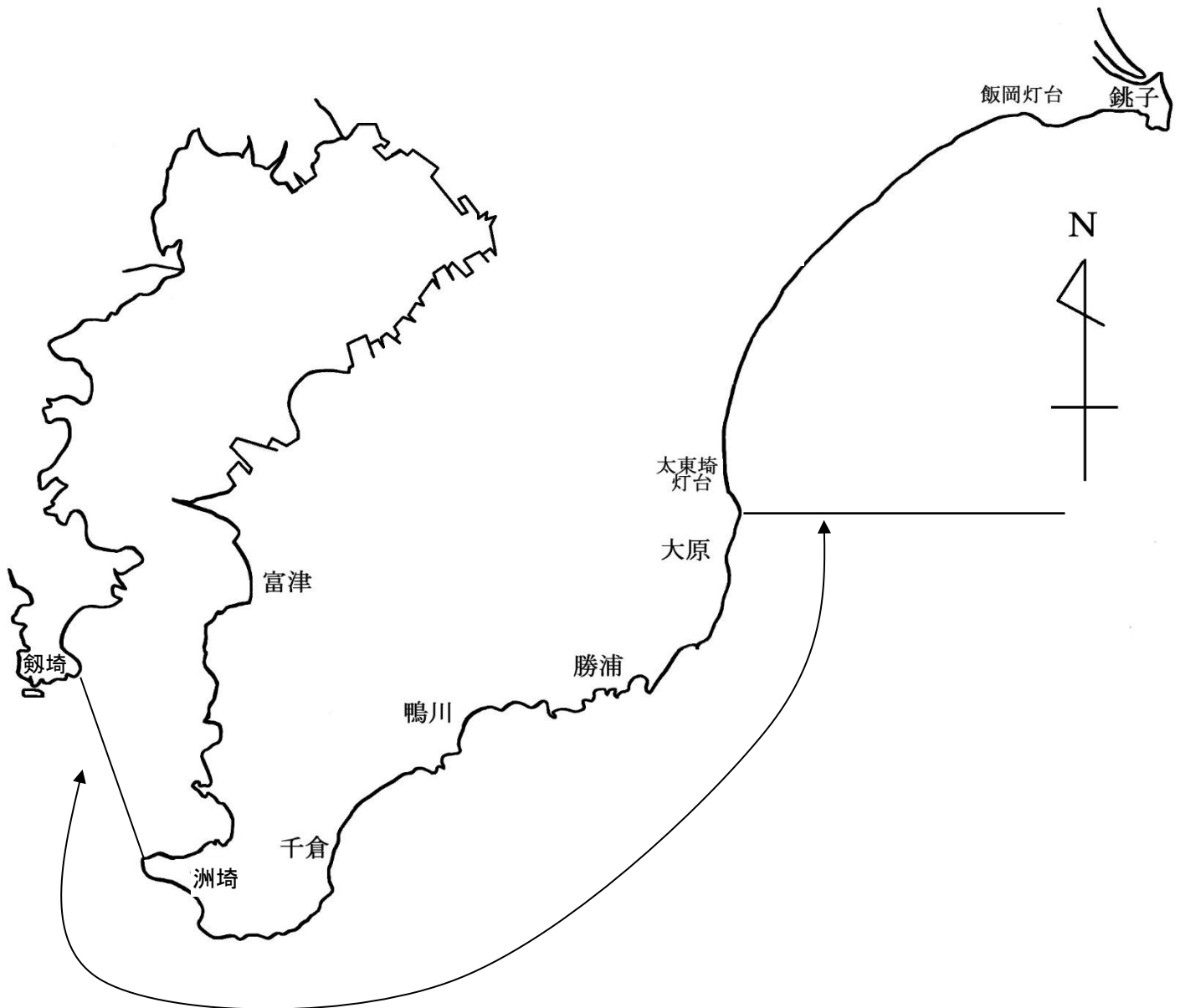
推進機関の馬力数：定めなし

操業区域：下図のとおり

漁業時期：総トン数10トン未満 8/1～12/31

総トン数10トン以上 8/1～10/31

漁業を営む者の資格：千葉県内、東京都内、神奈川県内又は静岡県内に住所を有し、かつ、船舶根拠地が同都県の区域にある者



許可等の条件

- (1) 日没時から日出時までは船外に灯火を漏えいさせてはならない（法定灯火を除く）
- (2) 釣り漁業に適する魚群が出現した場合で知事が指示したときは操業中止

敷網漁業（あじ・さば棒受網漁業）の許可方針 新旧対照表

新（改正案）	旧（改正前）
<p>第1～第3 （略）</p> <p>（新規の許可等に係る制限措置）</p> <p>第4 （1）～（6） （略）</p> <p>（7）漁業を営む者の資格 <u>千葉県内、東京都内、神奈川県内又は静岡県内に住所を有し、かつ、船舶根拠地（漁船法施行規則（昭和25年農林省令第95号）第1条第9項に規定する主たる根拠地をいう。）が同都県の区域にある者</u></p> <p>第5～第15 （略）</p> <p>附 則</p> <p>1 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 <u>令和3年〇月〇日一部改正</u></p>	<p>第1～第3 （略）</p> <p>（新規の許可等に係る制限措置）</p> <p>第4 （1）～（6） （略）</p> <p>（7）漁業を営む者の資格 <u>千葉県内に住所を有する者又は東京都、神奈川県又は静岡県の区域内に住所を有し、かつ、その船舶につき、住所地の都県知事によるあじ・さば棒受網漁業の許可を受けている者</u></p> <p>第5～第15 （略）</p> <p>附 則</p> <p>1 （略）</p> <p>2 （略）</p>

敷網漁業(あじ・さば棒受網漁業) 漁期別・都県別許可等定数及び許可等隻数並びに令和4年漁期の公示数(案)

漁期 都県名	平成6年			平 成 7 年 28 日 以 降	平成29年		平成30年		平成31年		令和2年		令和3年		令和4年	
	許可等定数	許可等隻数			許可等定数	許可等隻数	許可等定数	許可等隻数	許可等定数	許可等隻数	許可等定数	許可等隻数	許可等定数	許可等隻数	許可等上限	公示数
千葉	7	7			7	3 ②	7	3 ②	7	3 ②	7	3 ②	7	3 ②	7	3
東京	1	1	①		1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0
神奈川	6	5			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
静岡	16	16			9	5	9	5	9	4	9	4	9	4	9	3
調整枠	20				20		20		20		20		20		20	-
合計	50	29	①		37	8 ②	37	8 ②	37	7 ②	37	7 ②	37	7 ②	37	6
残枠		21				29		29		30		30		30		

注1)○内は起業認可数(内数)。

令和3年漁期敷網漁業(あじ・さば棒受網漁業)
漁獲成績一覧(千葉県知事許可)

(令和3年6月末現在)

都県名 \ 項目	許可隻数	操業隻数	漁獲量 (トン)	漁獲金額 (千円)
千葉県	1	0	—	—
東京都	0	0	—	—
神奈川県	0	0	—	—
静岡県	4	0	—	—
合計	5	0	—	—

※本県敷網漁業者の操業について

令和3年漁期の上記表以外の操業はありませんでした。

なお、本県海面か東京都海面かはっきり区分できない海面での操業に関しては、東京都海面での操業実績として報告されています。

【参考】東京都海面(島部海域)における一都三県の漁獲成績一覧(東京都調べ)

	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年
操業隻数	9	9	9	7	5	5
漁獲量 (トン)	5,314	6,925	3,855	3,309	569	2,743
漁獲金額 (千円)	537,614	636,745	373,258	328,188	85,038	282,852
1隻当たり 漁獲量(トン)	590	769	428	473	114	549
1隻当たり 漁獲金額(千円)	59,735	70,749	41,473	46,884	17,008	56,570